

新型コロナウイルス感染症の対応に関するお知らせ

当施設では、新型コロナウイルス感染症対策として、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚生労働省)に基づき基本的な感染症対策を実施するとともに、来訪者等の皆様に対し、次の通りご協力をお願い申し上げます。

1. 来訪者(面会者)の皆様への対応

ご面会につきましては、この数日の感染の拡大状況等を踏まえ、緊急時以外の面会は自粛していただきますようお願い申し上げます。なお、面会が必要な場合には、次の通り対応させていただきますのでご協力をお願いいたします。

(1) 来訪者の皆様全員に検温を実施させていただき、以下に該当する方は、入所をお断りします。

- ① 37.5 度以上の発熱がある方
- ② 咳やのどの痛みなど呼吸器症状がある方
- ③ 過去 3～4 週間以内に
 - ・中国への渡航歴がある方
 - ・新型コロナウイルス患者、またはその疑いがある人との接触歴がある方

(2) 原則として面会は禁止させていただきます。(緊急時に限り、玄関ロビーでの面会を許可する場合があります)

(3) 面会時には、必ずマスクの着用を徹底していただくようお願いいたします。

(4) 取引業者、委託業者の皆様も同様に対応させていただきます。

2. 利用者様への対応

(1) 施設入居者

外出は自粛するとともに、次の通り対応させていただきます。

- ① 発熱・咳などの症状がある入居者の方については、他者への感染、蔓延防止のため、他の入居者との接触を避け、居室対応とします。咳がある方には、マスクを着用します。
- ② 発熱や体調変化がみられる場合には、利用者の重症化防止のため、協力医療機関に連絡の上受診する等の対応を行います。

(2) 通所介護

- ① ご自宅で検温していただき、発熱が認められる場合には、ご利用をお断りさせていただきます。過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状などに異常がないか健康状態の確認を行ったうえで、ご利用を判断させていただきます。
- ② 受入後に発熱や体調変化がみられた場合は、緊急連絡先に連絡し、医療機関への受診を促すとともに、別室で対応し、退出後はリネンの交換・換気等を行います。
- ③ お迎え時には、マスクをして乗車いただき、来所時には、手洗い・うがいと検温を実施いたします。

3. 職員の対応

ご利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎等を担当する全ての職員について

- (1) 出勤前(自宅)に検温を行い、発熱や呼吸器症状が認められる場合は、出勤を見合せ、医療機関の受診と結果報告を義務付けます。
- (2) 入社時、帰社時にも検温し記録を残すとともに、手洗い・手指消毒・うがいを励行します。

以上